

プライバシーの保護

新型コロナウイルスについての報道が続いています。国は、感染者の治療を懸命に行うと同時に、感染拡大防止に取り組んでいます。

治療については、高齢者や持病のある方の重症化や退院した患者の再陽性が報告される中、既存の薬や療法による治療、早期の新薬開発に懸命に取り組んでいるとのこと。医療関係者等対応される方々は本当に苦労されていることと思います。

感染拡大防止については、情報を公表することで国民の理解を深め、意識を高めてもらうこととしています。明らかにされる情報は、年代や性別、症状、行動歴等の基本的なもののみですが、それはプライバシー保護のためです。例外として、複数の感染者が同じ施設を利用していた場合や感染者が不特定多数と濃厚接触した可能性がある場合は、関係者の注意喚起のために、あえて施設を特定して公表します。例えば、勤務先企業名や学校名、スポーツジムやライブハウスなどです。ただし、それらの情報も本人や家族から公表の了承を得たものであり、報道機関に、本人及び家族のプライバシーに十分配慮した報道となるように要請しています。

他国では、一面で患者の実名報道をした新聞や、感染者の行動歴や患者の居住地をマップ化したアプリなどもあるそうです。商店に入る時や地下鉄に乗る時などにスマートフォンでQRコードを認識し、自分の行動履歴を残すシステムに変えた地域もあります。ウイルス感染への恐怖を考えると、これも仕方がないのかなと思いますが、プライバシーが勝手にさらされていいのかという疑問も残ります。実際、他国の実名報道された患者は、報道されたことで、他の人からひどい仕打ちを受けた例もあります。

我が国では、どのような情報であれ、本人や家族の了承を得た情報のみを公表しており、報道機関には個人のプライバシーに十分配慮した報道を行うよう期待するものです。そして、私たち自身にも、不確かな情報に惑わされたり、必要以上に恐れたりすることなく、お互いを思いやる冷静な行動が求められているのです。